2019年1月31日制定
2025年5月30日改訂

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ

# 常務理事会規程

# 常 務 理 事 会 規 程

第１条（目的）

当法人の常務理事会に関する事項については、 法令または定款に定めるもののほか本規程の定めるところによる。

第２条（開催および出席者）

１．定例常務理事会は原則として１ヶ月に１回開催し、臨時常務理事会は必要に応じ随時開催する。

２．常務理事会には、代表理事および常務理事が出席する。ただし、代表理事は、適宜理事その他の者の出席を認めることができる。

第３条（開催場所および開催方法）

１．常務理事会は当法人事務所において開催する。ただし、適宜開催場所を変更することができる。

２．常務理事会は、電話会議、TV会議その他常務理事会で決定する方法により開催することができる。

第４条（招集権者および議長）

代表理事は常務理事会を招集し、議長となる。ただし、代表理事および常務理事全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

第５条（招集の請求）

常務理事は、会議の目的事項および理由を付した書面を前条に定める招集権者に提出して、常務理事会の招集を請求することができる。

第６条（招集通知）

常務理事会の招集の通知は、会日の５日前までに常務理事その他の出席予定者に対し発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第７条（決議事項）

次の事項を常務理事会の決議事項とする。ただし、当法人が自己投資を行う等重大な責任を負う可能性がある場合その他法律上理事会の決議が必要な場合には、常務理事会に加え、理事会にも付議する。

1. 当法人の日常業務に関する事項の決定
2. 日本ベンチャー・フィランソロピー基金の投融資・助成決定に関する推薦
3. 日本ベンチャー・フィランソロピー基金の支援先の定期的なモニタリング、支援方針の決定と実行
4. 日本ベンチャー・フィランソロピー基金の支援先の支援終了に関する推薦
5. 日本ベンチャー・フィランソロピー基金の資金調達に関する推薦

6.　当法人の職員（ただし、重要な職員を除く）の採用、人事査定

**第８条（決議方法）**

１．常務理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数且つ代表理事全員の同意によって行う。

２．常務理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その事項について議決に加わることができない。

**第９条（議事録）**

常務理事会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した理事が記名押印または電磁的な記録をしてこれを当法人に保存する。

**附則**

１．　本規程は、2019年1月31日より施行する。

＜履　歴＞

| 版　数 | 制定・改正日 | 内　容 |
|---|---|---|
| 初　版 | 2019 年 1 月 31 日 | 初版制定 |
| 改訂版 | 2025 年 5 月 30 日 | 一部改訂（法人名称の変更） |

以上